

写

社援地発 0401 第1号
障企発 0401 第2号
障障発 0401 第1号
国住備 第253号
国住心 第177号
平成26年4月1日

各都道府県・指定都市

障害保健福祉主管部（局）長 殿
住宅主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

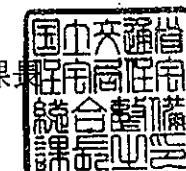


厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



国土交通省住宅局住宅総合整備課



国土交通省住宅局安心居住推進課



「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行により、「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成21年11月12日社援地発1112第3号・障企発1112第1号・障障発1112第1号・国住備第84号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

(別紙)

○ 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（平成21年11月12日社援地発1112第3号・障企発1112第1号・障障発1112第1号・国住備第84号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅局総合整備課長連絡名通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

	改	正	後	現	行
一 部 改 正	社 援 地 発 1112 第 3 号	社 援 地 発 1112 第 3 号		社 援 地 発 1112 第 3 号	社 援 地 発 1112 第 3 号
社 企 発 1112 第 1 号	障 障 発 1112 第 1 号	障 障 發 1112 第 1 号		障 企 發 1112 第 1 号	障 企 發 1112 第 1 号
障 国 住 備 第 8 4 号				障 国 住 備 第 8 4 号	障 国 住 備 第 8 4 号
平成21年11月12日				平成21年11月12日	平成21年11月12日
一 部 改 正	社 援 地 発 0531 第 1 号	社 援 地 發 0531 第 1 号		社 援 地 發 0531 第 1 号	社 援 地 發 0531 第 1 号
社 企 發 0531 第 1 号	障 障 發 0531 第 1 号	障 障 發 0531 第 1 号		障 企 發 0531 第 1 号	障 企 發 0531 第 1 号
障 国 住 備 第 5 5 号				障 国 住 備 第 5 5 号	障 国 住 備 第 5 5 号
国 国 住 心 第 3 6 号				国 国 住 心 第 3 6 号	国 国 住 心 第 3 6 号
平成24年5月31日				平成24年5月31日	平成24年5月31日
一 部 改 正	社 援 地 發 0401 第 1 号	社 援 地 發 0401 第 1 号		社 援 地 發 0401 第 1 号	社 援 地 發 0401 第 1 号
社 企 發 0401 第 1 号	障 障 發 0401 第 1 号	障 障 發 0401 第 1 号		障 企 發 0401 第 1 号	障 企 發 0401 第 1 号
障 国 住 備 第 2 2 9 号				障 国 住 備 第 2 2 9 号	障 国 住 備 第 2 2 9 号
国 国 住 心 第 1 3 5 号				国 国 住 心 第 1 3 5 号	国 国 住 心 第 1 3 5 号
平成25年4月1日				平成25年4月1日	平成25年4月1日

一 部 改 正
社援地発0401第1号
障企発0401第2号
障発0401第1号
国住備第253号
国住心第177号
平成26年4月1日

各都道府県・指定都市
障害保健福祉主管部（局）長 殿
住宅主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
国土交通省住宅局住宅総合整備課長

各都道府県・指定都市
障害保健福祉主管部（局）長 殿
住宅主管部（局）長 殿
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
国土交通省住宅局住宅総合整備課長

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について
平素より、障害保健福祉行政及び住宅行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、障害者支援については、障害の有無にかかわらず、国民が
平素より、障害保健福祉行政及び住宅行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、障害者支援については、障害の有無にかかわらず、国民が

相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをを目指し、障害者の地域生活の支援を推進することとしています。

一方、住宅政策においては、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する住生活基本計画（全国計画）に基づき、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を當めるよう、①住宅のユニバーサルデザイン化の促進、②住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組の促進、③障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備の推進を図るほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、障害者を含む住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅（公営住宅、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等）の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることとしています。障害者については、障害者福祉施設等から地域生活への移行の促進や自立した生活を送られる環境整備を進めると観点から、福祉施策等と賃貸住宅の供給の促進に関する施策等との連携が重要となります。

このため、共同生活援助（グループホーム）・共同生活援助（グループホーム）を含む障害者の住まいの場の確保等について、厚生労働省及び国土交通省は、協力してこれらの施策についての取組を強化し、さらなる障害者の居住の安定を図ることとしています。つきましては、障害者の住まいの場の確保策等について、下記のとおりまとめましたので、各地方公共団体におかれましても、福祉部局及び住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組の強化をお願いいたします。

相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指し、障害者の地域生活の支援を推進することとしています。

一方、住宅政策においては、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する住生活基本計画（全国計画）に基づき、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を當めるよう、①住宅のユニバーサルデザイン化の促進、②住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組の促進、③障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備の推進を図るほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、障害者を含む住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅（公営住宅、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等）の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることとしています。障害者については、障害者福祉施設等から地域生活への移行の促進や自立した生活を送られる環境整備を進めると観点から、福祉施策等と賃貸住宅の供給の促進に関する施策等との連携が重要となります。

このため、共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）を含む障害者の住まいの場の確保等について、厚生労働省及び国土交通省は、協力してこれらの施策についての取組を強化し、さらなる障害者の居住の安定を図ることとしています。つきましては、障害者の住まいの場の確保策等について、下記のとおりまとめましたので、各地方公共団体におかれましても、福祉部局及び住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組の強化をお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市を除く。）
あて通知していただきますようお願いいたします。

記

1. グループホームの整備の促進等について
グループホームは、障害者の地域での自立した生活を進めため重要な役割を果たしています。グループホームの整備について、障害福祉計画に基づき、積極的に取り組んでいたところですが、障害者支援施設等や精神科病院から地域生活への移行を進め観点等から、今後更に整備を促進していくことが求められています。

（1）公営住宅のグループホームとしての活用

公営住宅については、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する共同生活援助を行う事業者が、グループホームとして活用することができます。

公営住宅のグループホームとしての活用における空き家の状況や、地方公共団体との連携の実態等の地域の事情に応じて地方公共団体毎に取り組んでいただいているところですが、平成21年5月1日付け国

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市を除く。）
あて通知していただきますようお願いいたします。

記

1. グループホーム・ケアホームの整備の促進等について
グループホーム・ケアホームは、障害者の地域での自立した生活を進めるため重要な役割を果たしています。グループホーム・ケアホームの整備については、各地方公共団体において、障害福祉計画に基づき、積極的に取り組んでいたところですが、障害者支援施設等や精神科病院から地域生活への移行を進め観点等から、今後更に整備を促進していくことが求められています。

（1）公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用
公営住宅については、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業者が、グループホーム・ケアホームとして活用することができます。

公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用については、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用することを希望する団地における空き家の状況や、地方公共団体における福祉部局と住宅部局との連携の実態等の地域の事情に応じて地方公共団体毎に取り組んでいただいているところです

住備第15号により各都道府県・指定都市住宅担当部長宛に通知
済みの「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニ
ュアルについて」（最終改正：平成22年8月3日付け国住備第
40号）において、応募倍率との関係や福祉部局と住宅部局の連
携について、その考え方等を示しておりますので、今後、本マ
ニュアルを活用しつつ、公営住宅の活用の促進を図っていただき
ますようお願いいたします。

(2) グループホームの整備費助成

厚生労働省では、グループホームの整備を促進するための施
設整備費の助成を、事業者に対し行っています。

また、国土交通省では、公営住宅をグループホームとして利
用するための改良工事費について、社会資本整備総合交付金及
び沖縄振興公共投資交付金により、地方公共団体を財政的に支
援することとしています。

つきましては、これらの助成措置の周知の徹底及び積極的な
活用についてのご協力ををお願いいたします。

(3) グループホームの利用の際の居住に要した費用に対する助成

障害者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、平成22年12
月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検
討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障
害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する
法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）によ
り、平成23年10月1日から、グループホームを利用している障

が、平成21年5月1日付け国住備第15号により各都道府県・指
定都市住宅担当部長宛に通知済みの「公営住宅のグループホーム一
事業への活用に関するマニュアルについて」（最終改正：平
成22年8月3日付け国住備第40号）において、応募倍率との関
係や福祉部局と住宅部局の連携について、その考え方等を示し
ておりますので、今後、本マニュアルを活用しつつ、公営住宅
の活用の促進を図っていただけますようお願いいたします。

(2) グループホーム・ケアホームの整備費助成

厚生労働省では、グループホーム・ケアホームの整備を促進
するための施設整備費の助成を、事業者に対し行っています。
また、国土交通省では、公営住宅をグループホーム・ケアホ
ームとして利用するための改良工事費について、社会資本整備
総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金により、地方公共団体
を財政的に支援することとしています。

つきましては、これらの助成措置の周知の徹底及び積極的な
活用についてのご協力ををお願いいたします。

(3) グループホーム・ケアホームの利用の際の居住に要した費用
に対する助成

障害者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、平成22年12
月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検
討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障
害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する
法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）によ
り、平成23年10月1日から、グループホーム・ケアホームを利用

害者（市町村民税課税世帯を除く。）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に助成を行っています。

つきましては、本制度の周知を徹底しつつ、障害者の地域生活への移行の促進に積極的に取り組んでいきましょうをお願いいたします。

2. 公的賃貸住宅の入居促進について

(1) (略)

(2) 公的賃貸住宅等の福祉拠点化
建替事業等の実施を計画している公的賃貸住宅団地や福祉施設等が不足している地区に存する公的賃貸住宅団地については、余剰地や空き施設床に福祉施設を積極的に誘致・導入するとともに、バリアフリー化の促進を図り、多様な世帯が安心して暮らすことができる住空間を整備していきましょうをお願いいたします。

なお、公的賃貸住宅に福祉施設等を併設する場合、社会资本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の効果促進事業として、助成を受けることが可能です。加えて平成26年度より、スマートウェルネス拠点整備事業を創設し、公的賃貸住宅等の住宅団地における併設施設の整備費に対して、補助を行うこととしていますので、併せてご活用をご検討下さい。また、障害福祉サービス事業所等を整備する場合には、厚生労働省の施設整備費の助成制度の活用が可能となっておりますので、それぞれ積極的な活用をご検討下さい。

用している障害者（市町村民税課税世帯を除く。）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に助成を行っています。

つきましては、本制度の周知を徹底しつつ、障害者の地域生活への移行の促進に積極的に取り組んでいきましょうをお願いいたします。

2. 公的賃貸住宅の入居促進について

(1) (略)

(2) 公的賃貸住宅の福祉拠点化
建替事業等の実施を計画している公的賃貸住宅団地や福祉施設等が不足している地区に存する公的賃貸住宅団地については、余剰地や空き施設床に福祉施設を積極的に誘致・導入するとともに、バリアフリー化の促進を図り、多様な世帯が安心して暮らすことができる住空間を整備していきましょうをお願いいたします。

なお、公的賃貸住宅に福祉施設等を併設する場合、社会资本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の効果促進事業として、助成を受けることが可能ですが、また、障害福祉サービス事業所等を整備する場合には、厚生労働省の施設整備費の助成制度の活用が可能となりますので、それぞれ積極的な活用をご検討下さい。

用している障害者（市町村民税課税世帯を除く。）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に助成を行っています。

つきましては、本制度の周知を徹底しつつ、障害者の地域生活への移行の促進に積極的に取り組んでいきましょうをお願いいたします。

(2) 公的賃貸住宅の福祉拠点化
建替事業等の実施を計画している公的賃貸住宅団地や福祉施設等が不足している地区に存する公的賃貸住宅団地については、余剰地や空き施設床に福祉施設を積極的に誘致・導入するとともに、バリアフリー化の促進を図り、多様な世帯が安心して暮らすことができる住空間を整備していきましょうをお願いいたします。

なお、公的賃貸住宅に福祉施設等を併設する場合、社会资本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の効果促進事業として、助成を受けることが可能ですが、また、障害福祉サービス事業所等を整備する場合には、厚生労働省の施設整備費の助成制度の活用が可能となりますので、それぞれ積極的な活用をご検討下さい。

3～4 (略)

5. 障害者の地域生活への移行、地域生活の定着の支援について
整備法により、障害者支援施設等や精神科病院に入所又は入院
する障害者に住居の確保その他の地域生活へ移行するための活
動に関する相談等を行う「地域移行支援」及び居宅において単身
等で生活する障害者に対して常時の連絡体制を確保し緊急の事
態等に相談等の支援を行う「地域定着支援」が平成24年4月1
日から創設されており、各地方公共団体におかれましては、障害
者の地域生活への移行や地域生活の定着を進めるため、1から4
の取組により障害者の住まいの場の確保等に努めるとともに、地
域移行支援・地域定着支援の実施体制を計画的に整備するようお
願いいたします。

3～4 (略)

5. 障害者の地域生活への移行、地域生活の定着の支援について
整備法により、障害者支援施設等や精神科病院に入所又は入院
する障害者に住居の確保その他の地域生活へ移行するための活
動に関する相談等を行う「地域移行支援」及び居宅において単身
等で生活する障害者に対して常時の連絡体制を確保し緊急の事
態等に相談等の支援を行う「地域定着支援」が平成24年4月1
日から創設されたところです。

各地方公共団体におかれましては、障害者の地域生活への移行
や地域生活の定着を進めるとともに、1から4の取組により障害者の
住まいの場の確保等に努めるとともに、地域移行支援・地域定着
支援の実施体制を計画的に整備するようお願いいたします。